牧草専用地の面積とする。

9　畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地の面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。

10　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0790 \times B + 0.0433 \times C + 0.0395 \times D) \div A$$

［略］

11　中山間地域における田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の田及び牧草専用地の面積とする。

12　中山間地域における畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の畑の面積から、中山間地域における牧草専用地の面積を除いた面積に、中間農業地域及び山間農業地域の樹園地の面積を加えた面積とする。

［13　略］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\{(B \times 263) \times 2 + (C \times 11{,}010) \times 2 + D \times 7 + E \times 71\} \div (5{,}410 \times A)$$

算式の符号

［略］

D　都道府県の森林環境譲与税の９月譲与の基準となる人口

E　都道府県の森林環境譲与税の３月譲与の基準となる人口

［2・3　略］

4　都道府県の森林環境譲与税の九月譲与の基準となる人口（第二十九条の四において「都道府県九月譲与基準人口」という。）は、森林環境税法施行規則第三条

十一　林野行政費　公有以外の林野の面積

牧草専用地の面積とする。

9　畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地の面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。

10　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0768 \times B + 0.0420 \times C + 0.0383 \times D) \div A$$

［同左］

11　中山間地域における田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和五年五月三十一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の田及び牧草専用地の面積とする。

12　中山間地域における畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和五年五月三十一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の畑の面積から、中山間地域における牧草専用地の面積を除いた面積に、中間農業地域及び山間農業地域の樹園地の面積を加えた面積とする。

［13　同上］

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times 540 + C \times 22{,}644 + D \times 14) \div (5{,}410 \times A)$$

算式の符号

［同左］

D　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

［2・3　同上］

4　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口（第二十九条の四において「都道府県譲与基準人口」という。）は、森林環境税法施行規則第三条に規定す

十二　林野行政費　公有以外の林野の面積